第二節・第三節　［略］	第二節・第三節　［略］
第四章～第八章　［略］	第四章～第八章　［略］
附則	附則
第八十八条　［略］	**第八十八条**　［略］
（災害時連携計画の届出）	
第八十八条の二　法第五十六条の二第一項前段の規定による災害時連携計画の届出をしようとする者は、様式第六十一の二の災害時連携計画届出書を提出しなければならない。	［新設］
2　法第五十六条の二第一項後段の規定による災害時連携計画の変更の届出をしようとする者は、変更後遅滞なく、様式第六十一の三の災害時連携計画変更届出書を提出しなければならない。	
（災害時連携計画の記載事項）	
第八十八条の三　法第五十六条の二第二項第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	［新設］
一　復旧方法等の共通化に関する事項	
二　災害時における復旧に必要な情報の共有方法に関する事項	
三　一般ガス導管事業者による移動式ガス発生設備の派遣及び運用に関する事項	
四　地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項	
五　共同訓練に関する事項	
第三款　［略］	**第三款**　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

様式第六十一の次に次の二様式を加える。

様式第61の2（第88条の2関係）

災害時連携計画届出書

年　月　日

殿

住所
氏名　（名称及び代表者の氏名）

ガス事業法第56条の2第1項の規定により、次のとおり災害時連携計画を届け出ます。

1　一般ガス導管事業者相互の連絡に関する事項

○一般ガス導管事業者相互の連絡に関する事項及び被災事業者の対応方針

備考　1　事業者間の連絡体制について記載すること。

2　被災事業者から他の事業者に対する応援要請の考え方並びにその範囲及び業務の内容について記載すること。

3　被害状況の把握といった非常災害時対応における体制整備について記載すること。

2　一般ガス導管事業者による従業者の派遣及び運用に関する事項

○一般ガス導管事業者による従業者に関する事項及び応援体制の方針

備考　1　応援要請が予測される場合の準備体制について記載すること。

2　応援事業者の安全管理及び健康管理について、労働災害防止の観点から記載すること。

3　復旧方法等の共通化に関する事項

○復旧方法等の共通化の実施内容

備考　1　復旧に必要な特殊工具及び資機材の保有状況の共有方法について記載するとともに、移動式ガス発生設備による一時的な供給の手順について記載すること。

2　早期に供給を再開するための復旧手順について記載すること。

4　災害時における復旧に必要な情報の共有方法に関する事項

○復旧に必要な情報の共有方法